

2009年10月23日

各 位

会 社 名 朝 日 イ ン テ ッ ク 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宮 田 昌 彦
(東 証 第 二 部 ・ 名 証 第 二 部 ・ JASDAQ コード番号 : 7747)
問 合 せ 先 専 務 取 締 役 竹 内 謙 次
(TEL.052-768-1211)

ストック・オプション（新株予約権）の割当に関するお知らせ

当社グループは、2009年10月23日開催の当社取締役会において、当社第33回定時株主総会で承認されました会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、ストック・オプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記の通り決定致しましたので、お知らせ致します。

なお、新株予約権の行使に際しての払込価額、その他未定の部分は、当該新株予約権の割当予定日である2009年11月1日に決定する予定です。

記

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社及び当社子会社の取締役、顧問及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、株主利益の向上を図ることを目的とするものであります。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 200,000 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が継承される場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

3. 新株予約権の総数

2,000 個

なお、新株予約権1個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

（ただし、2. に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様に調整を行う。）

4. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

割当てを受ける者（人数）	一人当たりの割当数	割当数の合計
当社取締役（6名）	50個～284個	874個
顧問（2名）	50個	100個
当社従業員（102名）	5個～30個	942個
当社子会社取締役・従業員（8名）	5個～30個	84個
合計（118名）	-	2,000個

なお、各割当てを受ける者に対する割当数（以下、「予定割当数」という。）の割当ては、当該社が会社法第242条第2項の規定に従い、予定割当数以上の数の新株予約権の引受けの申し込みを行うことを条件とし、また、当該者の申し込みの数が予定割当数に満たない場合には、当該者に対する割当数は当該申し込みの数とする。

5. 新株予約権と引換えに払込む金銭

本取締役会決議に基づく新株予約権については、金銭の払込みを要しないものとする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く。）におけるジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または新株予約権を発行する日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）のうちいずれか高い方に1.03を乗じた金額（1円未満は切り上げ）とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価格で新株の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使の場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

7. 新株予約権の割当日

2009年11月1日

8. 新株予約権の権利行使期間

2011年11月1日から2016年10月31日までとする。(以下、「権利行使期間」という。)

9. 新株予約権の権利行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時において、当社及び当社子会社の取締役、顧問及び従業員であることを要する。ただし、取締役会が特に認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。ただし、取締役会が特に認めた場合にはこの限りではない。

その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。

10. 新株予約権の取得の事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、新株予約権は、取締役会決議により無償で取得することができる。

新株予約権者が、当社及び当社子会社の取締役、顧問及び従業員たる地位を失い、権利を喪失した場合は、当該新株予約権については無償で取得することができる。

11. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(注) 新株予約権者との個別契約においては、譲渡による新株予約権の取得、質入れその他一切の処分はできないものとする。

12. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

13. 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

<ご参考>

1. 定時株主総会付議のための取締役会決議日 2009 年 8 月 11 日
2. 定時株主総会の決議日 2009 年 9 月 29 日

以上